

京都市久世ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月18日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 6 号

京都市久世ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市久世ふれあいセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「760」を「1,140」に、「380」を「570」に、「130」を「200」に、「630」を「950」に、「510」を「770」に改め、同表音響設備の項中「1,670」を「2,510」に、「3,870」を「5,810」に、「2,610」を「3,920」に改め、同表映写設備の項中「2,610」を「3,920」に、「1,360」を「2,040」に改め、同表照明設備の項中「380」を「570」に、「260」を「390」に改め、同表ピアノの項中「5,760」を「8,640」に改め、同表展示パネルの項中「130」を「200」に改め、同表茶道具の項中「2,720」を「4,080」に改め、同表備考2中「練習」を「京都市久世ふれあいセンターで行う催物の準備、練習等」に改め、「当該金額が100円未満であるときはこれを100円とし」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市久世ふれあいセンター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの規則の公布の日前の

申請に係るものについては、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)